

令和元年度（2019年度）第11回教育委員会（2月定例会）議事録

- 1 日時 令和2年（2020年）2月21日（金）
午前9時30分から午前11時45分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一
委員 吉井 恵璃子
委員 櫻井 一郎
委員 吉田 道雄
委員 田浦 かおり

4 議事等

（1）議案

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について
- 議案第2号 県立学校の教育職員の在校等時間の上限について
- 議案第3号 文化財の指定について

（2）報告

- 報告（1） 令和元年11月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁の報告について
- 報告（2） 熊本県産業教育審議会最終答申報告について
- 報告（3） 「熊本の学び推進プラン」について

5 会議の概要

（1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

（2）議事録署名委員の選出

教育長が吉田委員を指名し、了承された。

（3）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、全て公開とした。

（4）議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号から議案第3号の後に報告（1）から報告（3）を公開で審議することとした。

（5）議事

- 議案第1号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について」

教育政策課長

議案第1号について、御説明します。提案理由を1ページに記載しております。2月定例県議会へ提案した教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたが、教育委員会に付議する暇がなく、教育長が臨時に代理して、2ページにありますとおり「原案どおりで差し支えない」旨の回答をしたため、今回の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

該当の議案は、3ページに掲載の県知事からの依頼文中、「記」以下の項目です。4ページをお願いします。「議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補正予算（第

5号)」です。5ページをお願いします。歳出予算補正です。表頭款の欄「10 教育費」、「11 災害復旧費」、6ページの「13 諸支出金」の下線部に教育委員会分が含まれており、この総括表を7ページにお示ししております。今回の補正は主に、教職員給与費の支給見込み額の減額補正や、各事業における執行見込みの精査などによる減額補正ですが、それ以外の主な事業について、次の8ページにまとめております。まず、教育政策課の「県立学校ICT環境整備事業」ですが、これは令和元年度補正予算により、国が新たにに取り組む事業を活用する新規事業で、県立学校のICTネットワーク環境の整備のため、全県立学校73校に無線LANを整備するものです。

次の、「文化財災害復旧事業」は、平成28年熊本地震で被災した熊本城の復旧事業に対する熊本市への文化財基金からの補助等による所要見込額の増によるものです。

9ページをお願いします。繰越明許費補正ですが、教育委員会分については、表頭“款”の欄、「8 教育費」の「1 教育総務費」に含まれておりますが、内訳については下段に記載のとおり、先ほど説明しました「県立学校ICT環境整備事業」について、国の補助金の交付決定までに日数を要し、年度内に事業完了が困難となるため、次年度に繰り越すものです。

10ページをお願いします。債務負担行為補正ですが、「60 教職員住宅用地貸借」、「61 公立学校教職員初任者研修等会場貸借」、「63 校長宿舎等貸借」、「64 電話相談室貸借」が教育委員会分ですが、いずれも、4月1日から賃借する必要があることから、債務負担行為を追加するものです。

11ページをお願いします。同じく債務負担行為補正ですが、「12 県立学校用地等賃借」について、4月1日からの契約が必要な学校用地の賃借の追加に伴い金額を変更しています。

12ページをお願いします。「第7号」は、「令和元年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）」です。内容は、今後の執行見込みの精査による減額補正、及び4月1日から実施が必要な業務委託についての債務負担行為の追加です。

15ページをお願いします。「議案第20号 令和2年度熊本県一般会計予算」です。

16ページ以降が歳出予算です。表頭款の欄「10 教育費」、「11 災害復旧費」、17ページの「13 諸支出金」に教育委員会関係の当初予算を計上しております。

次の18ページに、「令和2年度当初予算総括表」をお示ししております。後ほど出て参ります高等学校実習資金及び育英資金の2つの特別会計を含めて、当初予算の合計は最下段の1,293億9,445万2千円です。

なお、令和2年度当初予算は、知事の改選期を迎えることから、いわゆる骨格予算となり、人件費などの義務的経費や、県民生活への影響や緊急性の観点から年度当初より事業に着手する必要のある経費などを計上しています。

19ページをお願いします。各課の主な事業について説明いたします。学校人事課の1行目「管理事務費のうち県立学校 学校徴収金等経費」ですが、これは働き方改革の一環として学校徴収金に係る業務を教員から事務職員に移行するのに必要な環境整備を行うため、事務補助員を5校に配置し試行するための経費で、1,374万4千円を計上しています。2行目「教員の指導力向上事業」につきましても、県立学校及び小中学校に配置しているスーパーティーチャーの旅費や、代替の非常勤講師に要する経費で2,972万円を計上しています。小中学校のスーパーティ

一チャーターを5人から15人に増員し、県立学校と併せて30人配置することにして
います。

文化課の1行目「高等学校（文化）部活動指導員配置事業」ですが、既に中
学校に導入されている文化の部活動指導員を、高等学校にも配置するための経費で、
314万2千円を計上しています。

20ページをお願いします。高校教育課の1行目「夢を拓げる県立高等学校」推
進事業」につきましては、新規事業ですが、県立高校の現状と課題を整理し、今後
の学校の魅力化などを考える県立高校のあり方についての検討会議の実施に要する
経費として、154万9千円を計上しています。2行目「熊本英語エンパワーメント
事業」につきましては、これは先進的な英語教育の推進と英語教員の指導力強化及
び外国語指導助手（ALT）の配置に要する経費で、2億1,224万円を計上し
ています。県立学校に配置しています36人のALTに加え、新たに9人を増員し、
45人を配置することにしています。

義務教育課の2行目「英語教育改革推進事業」につきましては、中学3年生の英
検取得を推進する市町村に対する補助事業など、小中学校における英語教育の充実
に要する経費として、1,287万9千円を計上しています。

特別支援教育課の3行目「特別支援教育環境整備事業」につきましては、特別支
援教育が必要な児童生徒の増加と学習環境の確保に対応するため、整備計画に基
づく特別支援学校の施設整備等に要する経費として、30億8,381万7千円を計上
しています。

学校安全・安心推進課の2行目「不登校支援・適応指導事業」につきましては、
市町村教育支援センターの新規設置への補助や、当該センターやフリースクール等
に通う児童生徒への経済的支援を行う経費、さらには高等学校への適応指導に係る
研究指定校事業等の経費として、712万3千円を計上しています。3行目「スク
ールソーシャルワーカー活用事業」につきましては、いじめ・不登校の児童生徒へ
対応するためのスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費として、1億1,
303万1千円を計上しています。

21ページをお願いします。体育保健課の2行目「部活動指導員配置事業」につ
きましては、部活動指導員の配置に要する経費で、4,000万7千円を計上して
います。公立中学校への配置に加え、新たに県立高等学校等の運動部へ配置するこ
ととしています。

22ページをお願いします。債務負担行為の設定です。「38 熊本工業高校実
習棟改築工事」から「40 特別支援学校仮設校舎賃借」までの3事業で、事業期
間の確保等の理由により、債務負担行為を設定するものです。

23ページをお願いします。「第24号」は、「令和2年度熊本県立高等学校実
習資金特別会計予算」です。

24ページをお願いします。歳出予算の合計は、3億2,907万8千円です。

25ページをお願いします。「第28号」は、「令和2年度熊本県育英資金等貸
与特別会計予算」です。

26ページをお願いします。歳出予算の合計は、10億3,260万3千円です。

27ページをお願いします。「第75号」は、「権利の放棄について」です。こ
れは、育英資金貸与金債権のうち、貸与の相手方と連帯保証人の破産により、今後
回収の見込みがない2件に係る権利の放棄について、議会の議決をお願いするもの
です。

30ページをお願いします。本文書の「記」記載の「議案第83号 熊本県職員

のサービスの宣誓に関する条例及び熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」の制定につきまして、2月定例県議会に追加で提案されましたので、知事からの意見照会に対して、教育長が臨時に代理して、「原案どおりで差し支えない」旨の回答をしております。

31ページが提案された議案でございます。次の32ページに「条例案の概要」をまとめておりますので、こちらで説明させていただきます。「2 改正の必要性」ですが、会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係規定を整備するものです。

「3 主な改正内容」ですが、会計年度任用職員も、地方公務員法に基づきサービスの宣誓を行うことが必要になりますが、制度導入前の任用形態や任用手続きが様々であり、それらを踏まえた方法で宣誓を行うことが望ましいことから、サービスの宣誓について、任命権者において別段の定めをすることができるとするものです。

なお、「4 施行期日」については、会計年度任用職員制度が導入される令和2年4月1日からとなっております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明につきまして、御質問並びに御意見等ございましたら、よろしくお願ひ申し上げます。はい、よろしくお願ひします。

吉田委員

それでは2点ほどお伺いします。まず、県立学校の無線LANの整備はどのくらいのものなのでしょう。それはすべての教室に無線LANが設置されるのかといったことです。

教育政策課長

教育政策課でございます。各73校の普通教室全部と特別教室6室分を想定しております。一人一台端末を使ってもストレスがない感じで使えるように想定しております。

吉田委員

ありがとうございます。教室でも無線LANが使えるようになると、子供たちがスマートフォンを繋いだりする可能性もありますが、そのあたりはいかがですか。

教育政策課長

指定されたパソコンだけに繋がるように考えております。スマートフォンもやり方次第では繋ぐことはできますが、繋げないような設定にすることも考えています。

吉田委員

わかりました。もう一つは教育センターで行われている研修についてです。これは未確認なのですが、福井大学教職大学院のカリキュラムを中堅教諭等資質向上研修の一部として読み替えているということです。教職大学院では現職の先生方が院生として幅広い研究をし、トレーニングを受けていますから、こうした対応も考えていいと思うのですがいかがでしょうか。

教育指導局長

失礼します。教育指導局長です。先日、熊本大学の教職大学院の教育課程等協議会というのがありまして、私もその委員になっておりますので呼ばれて行きました。その中で、先ほどおっしゃったようなことが話題になっていまして、今後カリキュラムの中身等も見ながら、相談していきましようということで、例えば現職教員の中堅の研修、あるいは学部から大学院に行った方が教員になったときの初任者研修の一部にみなすといったことも考えられますので、現在大学とも協議して進めているところです。

吉田委員

ぜひよろしく申し上げます。以上です。

教育長

はい。よろしく申し上げます。

吉井委員

19ページにあります文化課の高等学校の文化部への指導員の配置事業と、21ページにあります体育保健課の運動部における指導員というのは、桁が違う程差があるのですが、これは公立中学校も含むから、その数が多いという判断でよろしいのでしょうか。

文化課長

文化課でございます。まず運動部でございますが、公立中学校が入っております。今回は、高校の運動部と文化部というところでございますが、運動部が32人、文化部が5人でございます。おっしゃるとおり人数が違っております。その理由は、文化部に関しましては様々な理由がございまして、運動部だとほぼ週に4日、5日活動されているのが多いかと思っておりますが、文化部に関しては週に1日とか2日というのもございますので、そういった事情を踏まえまして、また地域の中で部活動指導員が見つけられるような可能性も含めて、まずは今回5人にしたところです。

吉井委員

わかりました。ありがとうございます。

教育長

他にはよろしいでしょうか。

櫻井委員

同じような質問で申し訳ないのですが、このICTネットワーク環境なのですが、まず、国の予算に対する県の予算は何%でしょうか。

教育政策課長

補助金ということでよろしいですか。

櫻井委員

はい。

教育政策課長

2分の1が補助金です。残りの2分の1に対しても地方交付税の対象となりますので、実質の一般財源は全体の2割です。

櫻井委員

2割なのですね。この無線LANを設置されるのですが、5Gに替わったときには、今のパソコンはほとんど使えなくなりますが、購入されるのですか。それともリースでしょうか。

教育政策課長

今回の予算は、環境整備は無線LANとかWi-Fi整備の分で、パソコン等の端末整備につきましては、知事選後の6月補正で要求を現在、議論中でございます。リースにするのかどうかも検討中でございます。

櫻井委員

この降って沸いたようなパソコン需要なので、メーカーは大変色めき立っておりますけど、確か価格は、4万5千円ですかね。

教育政策課長

はい。義務教育課程で使用する端末につきましては、4万5千円の範囲で全額補

助ということになっており、市町村においてもそれを活用した整備を検討中です。

櫻井委員

国の方針がありますからなかなか勝手なことは出来ないと思うのですが、ちょうど今変わるときですので、よかったらリースにしていたほうがいいのではないかなと思います。例えばあと7年ぐらい同じ機種でやれと言われたら、ちょっと辛いものがあるような気がしますので、もし変更が可能であれば、ぜひ検討いただければと思います。以上でございます。

教育政策課長

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

教育長

他よろしいでしょうか。それではこの件につきましては原案通り可決ということ
でよろしいでしょうか。

(委員承認)

○議案第2号 「県立学校の教育職員の在校等時間の上限について」

学校人事課長

学校人事課でございます。議案第2号「県立学校の教育職員の在校等時間の上限
について」御説明いたします。

資料1ページの提案理由ですが、県立学校の教育職員の在校等時間の上限につい
て文部科学省の指針を踏まえ、令和2年4月1日から適用するよう教育委員会で定
める必要があるものでございます。

資料の2ページをお願いします。1 概要ですが、学校における働き方改革を進
めるにあたり文部科学省は平成31年1月に公立学校の教師の勤務時間外の上限に
関するガイドラインを策定し、教育職員に超過勤務を命じることができる「超勤4
項目」以外の業務の時間についても、「在校等時間」として勤務時間管理の対象と
し、時間外在校等時間を月45時間、年間360時間の範囲内とすることを原則と
することが示されました。先月の1月に、同ガイドラインを元に文部科学省の指針
が策定され、服務監督を行う教育委員会は、在校等時間の上限のほか、教育委員
会が講じる措置等を含めた上限方針を教育委員会規則等において定めることとされ
たところでございます。

文部科学省からは、各地方公共団体に対し、指針が令和2年4月1日から適用さ
れることを踏まえ、①年度内に上限方針が実効性ある形で定められていることが重
要とされ、②実効性を高めるために関係条例を整備すること、③在校等時間の上限
について規則等で定めることが求められております。

現在、県立学校等と調整を図りながら策定に向けて準備を進めているところであ
りまして、次年度に入りまして、条例、教育員会規則の整備を行い、方針を策定す
る予定でございます。なお※の部分でございますが、「在校等時間の上限時間」に
ついては、昨秋公表した「熊本県の学校における働き方改革推進プラン」（たたき
台）でも同一の内容を示しているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、今回県立学校の教育職員の在校等時間の上限につ
いて、3ページの案のとおり定めることとしまして、令和2年4月1日から適用す
ることとしております。本日、お諮りをする3ページの案の前に、今回文部科学省
が示しました指針について簡単に6、7ページで御説明させていただきます。

6ページをお開きください。こちらが1月17日付けで示された指針でございま
す。趣旨としましては、3つ目の・にありますように給特法第7条に基づき、教師

の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ず措置に関する指針を定めるという趣旨でございます。対象範囲は、こちらに書いてあります教育職員全てになります。業務を行う時間の上限ですが、具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在籍している時間を基本とするということで、下の加える時間に生徒の引率あるいはテレワークの時間、除く時間として以前のガイドラインと一緒にのすけれども、勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間あるいは休憩時間となっております。

上限時間は、1か月の時間外在籍等時間については、45時間以内、1年間の時間外在籍等時間については、360時間以内、また、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在籍等時間100時間未満、1年間の時間外在籍等時間720時間以内または連続する複数月の平均時間外在籍等時間80時間以内、かつ、時間外在籍等時間45時間超の月は年間6か月までという整理になっております。7ページの詳しい説明は省略いたしますが、教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置としまして、(1)の本指針を参考にしながら、所管する学校の教育職員の在籍等時間の上限等に関する指針(上限指針)を教育委員会規則等において定めると明記がされております。(5)に書かれておりますとおり、上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在籍等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施し、上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うという形で明記されています。留意事項は、(4)と(5)だけ説明をさせていただきます。(4)の都道府県等が講ずべき措置については、上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。(5)では、学校の指導及び事務の体制の効果的な教科及び充実を図るための教育条件の整備を進めると明記されています。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各服務監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表していくということになっております。また、附則としましては、令和2年4月1日から適用するとなっております。

続きまして、8ページに文部科学省が示した条例、規則案の簡単な説明をさせていただきます。条例については、先ほど説明しました目的と上限について定めるという内容です。具体的な内容は、その下に記載されている教育委員会の規則として、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に質するよう所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間を1か月45時間、1年360時間ということが示されております。最後の前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定めるとされており、これは要綱等を定めるということと考えております。

このような状況を踏まえまして、戻っていただきまして3ページの県立学校の教育職員の在籍等時間の上限について定めることとしたいと考えております。内容としましては、先ほど説明しました8ページの内容とほぼ一緒でございますので、簡単に説明させていただきます。趣旨としましては、県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上を質するよう指針を参考に在籍等時間の上限について定める。対象職員としましては、県立学校の教育職員としております。今回は、県立学校の教育職員という範囲で整理をしております。在籍等時間の上限については、先ほどの説明のとおり(1)及び(2)と定めてお

ります。

今後の流れについては、4ページを開いていただきまして、「在校等時間の上限」について教育委員会で設定ということで、本日説明をさせていただいております。審議後に各県立学校に通知文を发出させていただき、市町村教育委員会にも必要な対応を求めたいと考えております。これにより、「在校等時間の上限」について4月1日からスタートと考えております。

条例の改正については、次年度の議会での改正を予定しております。最後の教育委員会規則については、条例改正後に要綱と併せて整理をしていきたいと考えております。市町村教育委員会にも必要な対応を求めていきたいと思っております。

また、熊本県の学校における働き方改革プランについては、本夏策定予定で、上限指針の内容のほか、上限指針を実効性あるものとするための取組等を記載し、示していきたいと思っております。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひします。

教育長

ただいまの説明につきまして御質問等がございましたらよろしくお願ひします。

吉田委員

最初に、「実効性のある形」とは具体的にどんなものになりますか。

学校人事課長

学校人事課でございます。基本的には、時間外の上限の時間設定だけを押し付けるような形にはならないようにと考えております。国のQ&A等にも出ておりますので、時間も示しながら、必要な取組を進めていくと、一步一步、進めていくという理解でございます。

指針の中には、時間外の上限時間以外も示されている部分もありますのでそこも含めての話にだと理解しています。一番大事なのは、単に時間を示すだけということではなくて、それに合わせて取組みも並行して進めていくという趣旨と理解しております。

吉田委員

文部科学省が提示している趣旨等にはまったく問題がありませんし、そうあるべきだと思います。ただ、「言うは易く行ふは難し」ということがあります。これは制度として決まったもので努力目標ではないとのことですが、その実現には厳しさが伴うと思います。

そこでお伺いしたいのですが、地域のお祭りなどに生徒指導の一環として教師が夜間に出かけたりしていますね。こうした場合、在校時間との関係はどうなっているのですか。

学校人事課課長補佐

学校人事課でございます。今の御質問は校内でなくて外で業務をした場合ということかと思っております。その事例は、業務であれば、在校等時間等に含まれるという整理です。

学校人事課長

説明6ページに国の指針の概要というのがございます。祭りでの生徒指導が該当するのかわかりませんが、加える時間として校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間というのは加えるとしております。合わせて説明をしますと②のテレワークは、業務の持ち帰りとは違う定めたテレワークということですのでけれども、それをこの祭りでの児童生徒の引率等に入るかどうかという判断になるかなと思っております。

吉田委員

そうしたケースが増えれば増えるほど調整が難しくなると思います。

それともうひとつ、「正規の時間」ですが、これは誰が見ても客観的に「正規の時間」と分かるようになっているのでしょうか。

学校人事課長

学校人事課です。基本的には1日の勤務時間というのは規定がされていますのでそれを学校ごとに何時に始まって何時に終わるとしてはいますが、7時間45分という基本がありますので、そこを示していると理解しています。

吉田委員

その中に指導案を作るといった教師としてなすべき本来の業務がきちんと計算に入っていますか。それらをすべて含めた上で「正規の活動」とされているのでしょうか。

学校人事課長

在校等時間の範囲としては、そういうのも含めてになります。超勤4項目ということでかなり限られた形でしか学校の先生は時間外をしないという整理になっていたかと思いますが、今回実際の働いている時間という概念で在校等時間という整理が行われて、その中には吉田委員言われた業務も入ってくるだろうと理解しております。

吉田委員

国の方針も含めてしっかり実現をしないといけません、難しい課題もあると思います。そのときに、「出来ない、出来ない」と頭から否定しないで、その理由をはっきりさせることが大事です。また、現職の先生方から実現可能なアイデアが出てくると思います。そうした様々な意見を集約できる機会をぜひ設けていただきたい。小さなことでも実践して現状を変えていくことを期待します。

教育長

他にございますか。

櫻井委員

厚労省の働き方改革で我々民間企業がこれをほとんど準じたような形になっておりますので、これはこれでそうなのだろうなと思います。

ただ、学校ですので、ちょっと違和感がありましたのが、この対象職員に校長先生が入っている。我々はやっぱりマネージャークラスが入ってないのですよ。校長先生をマネージしているのは誰だという話になるかと思いますが、我々、普通の民間の場合はこれを守らなかったら、会社が閉鎖になります。

なので、強制的に、長時間働く人たちには「もう帰れ」ということもやります。例えば学校では、対象の先生方を見ていて、どうしても長時間に働いている先生がいたらもう学校に来るなど、そのくらいの権限がないとこれ守れないじゃないかと思えます。

だからそれはちょっと、考えていただきたいと思うのと、あとこの児童生徒等に係る通常では予見できない業務量の大幅な増加とありますが、よくわからないのですけれど、例えば私たちは熊本地震を経験していますが、この時もこれに該当するのでしょうか。

あるいは人材の確保活用のところで拡充するのだと書いてありますが、それにしてもちょっと予算が足りないような気がします。例えば部活の運動部に30人で、4,000万とありますが、それでは全然なんか桁が違うような気がしますので、この予算を見る限り本気度がちょっと疑われるという気がいたします。ちょっ

とそのへん教えていただければと思います。

学校人事課長

学校人事課でございます。まず1点目は対象職員に校長が入っているということで、今回は、そういった整理になっております。おっしゃるとおり、民間のマネージャーという視点で業務を行っている立場でありますので、御指摘の部分は理解いたします。けれども、整理としては対象職員としております。実際に学校の中で教頭先生は、かなり忙しく、校長先生もそうですけれども、特に教頭先生は、忙しいという課題も当課としては認識をしております。そういうのも含めて見直していくという視点で対象の職員として入っていると理解もしているところです。

櫻井委員

校長先生がそういった整理で対象ということもよくわかります。おそらく一番残業されているのは校長先生だろうということも大体わかります。だから、これを減らさなきゃいけないということもよくわかります。ただそれを誰かが「あなたは働きすぎだ」と言う人がいないと、守れないと思いますので、仕組みをぜひ作っていただければと思います。

学校人事課長

はい。2点目に移ってよろしいでしょうか。2点目は強制的にでも帰らせるぐらいの権限がないといけないという御意見だったかと思います。現在の国の整理としては、7ページの方に先ほど説明をしました(5)ですね。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には学校における業務や環境整備等の状況において、事後的に検証を行うということで、超えたからすぐにペナルティというよりも事後的に検証していくというレベルの指針になってございます、合わせてその留意事項で書かれているのですけれども、例えば(2)もそうなのですけれども、(3)の持ち帰り業務という形で、文科省のほうでもかなり実態も踏まえたところで、こういった文言も入れて、変えていこうという形でございます。その中には、強制的なというような部分は現時点では示されていないところでございます。

あと、災害の関係では、臨時的な特別な事情の部分でございますけれども、国から示されているのは、いじめ、不登校とかそういう特殊、特別な事情がある場合等を想定しており、災害も状況によっては、該当するのではないかと考えております。

ただ、幅広く認められているというよりも、ある程度限定的に示されているというのが現在の状況でございます。

予算の関係でございますけれども、なかなか単県というか、教育委員会だけでなかなか難しい部分もあります。国の対応としても条件の整備を進めると記載されておりますので、抜本的なものも、要望と合わせながら、本県の中でできる部分は対応しているところでございます。十分でないというのはおっしゃる部分は理解をしております。

櫻井委員

わかりました。ありがとうございます。

ですが、例えば通常予見できない業務量の大幅な増加というのは、私が思ったのは、野球部の監督をされていて、甲子園が決まり、3か月ぐらいは100時間未満でやってほしいと。そんな話であればよく理解ができますが、その話とあの地震は一緒にできないと思いますので、やっぱり熊本は熊本らしさを出すためにも、そういう地震とかの時は外すというぐらい入れてもいいような気がします。

それと、予算の方は、そうだろうなと思いますけれども、ぜひ頑張ってください。

学校人事課長

はい。ありがとうございます。

教育長

ありがとうございました。他は、よろしいでしょうか。

吉田委員

文科省から提示されるものは全体をカバーしていることから抽象的にならざるを得ません。たとえば業務量にしても教科によってかなりの違いがあります。

かつて相対評価から絶対評価に変わったことがありました。そのとき、美術や音楽などの担当教員は学校に1人がほとんどですから、全校生徒を新しい基準に合わせて評価するのは大変でした。それこそ常識的な勤務時間ではとても対応できなかったのです。これが大きな問題になっていました。

また、個人差があって、同じことでも早くできる人とそうでない人がいる。その時間だけでなく質の問題も伴います。それをどうカバーするかも考える必要があります。さらに経験の差や年齢の違いもありますし、同じ教科を教えていても時間の過ごし方や指導の仕方等について大きな差が生じます。こうした点も個別に意見を聞きながら考えていく必要があります。

教育長

はい。ありがとうございました。他に、御意見はよろしいでしょうか。

教育長

それではこの件につきしては、原案通り可決ということでよろしいでしょうか。

(委員了承)

教育長

委員の方からもいろいろと御指摘がございましたので、その点もしっかり踏まえながら、今後の働き方改革に向けてはしっかりと取り組んでいただくようによろしくをお願いします。

○議案第3号 「文化財の指定について」

文化課長

文化課でございます。

議案第3号「文化財の指定について」を御覧ください。提案理由ですが、熊本県文化財保護条例の規定に基づき、県の文化財として指定するにあたり、教育委員会において承認を得る必要があることからお諮りするものです。

2頁をご覧ください。令和2年1月31日に開催された県文化財保護審議会において、あさぎり町所在の「木造二天王立像」を県の重要文化財に、宇土市所在の「宇土半島の御輿来海岸及びその周辺の砂紋」を県の名勝に指定することについて答申が出ております。

答申を受けた文化財の概要をご説明します。説明は前の機器を使い映像で行います。どうぞ前の画面を御覧ください。お手元の資料には、調書及び写真を4頁以降に載せておりますので後ほどご参照ください。

まず1件目の「木造二天王立像」です。

球磨郡あさぎり町に所在する阿蘇釈迦堂内の釈迦三尊坐像を護る木造毘沙門天立像、木造天部立像からなる二天王立像です。

球磨地域の平安時代の後期の作風を色濃く残し、平安時代彫刻の基準作となる貴重な作例となるものです。阿蘇釈迦堂内の中央に県指定重要文化財の釈迦三尊坐像があり、その両脇に毘沙門天立像と天部立像とがあります。

その作風や形式から同じあさぎり町に所在する勝福寺跡毘沙門堂の二天王立像と、どちらも国重要文化財ですが、これらとの関連性が伺えます。画像左側が本件「木造二天王立像」で、右側が勝福寺毘沙門堂の二天王立像です。一見すると違うように見えますが、細部を比較すると、類似点が非常に多く、制作した仏師ないし工房が同じではないかと考えられています。

腰をひねった体つきが非常に自然で、また、胸元から腰にかけての量感を見比べると、勝福寺跡はやや平面的に映り、本件は立体的な起伏が自然で、流れるような造形といった違いがあるが類似点が多い。類似点について少しご説明します。

頭部を並べると、目鼻立ちのバランスが似通っていることや、天冠台の形、結い上げた髻の形にも共通点が見受けられます

甲は、どちらの胸にも左右に大きな花形飾りが認められ、帯喰、帯喰の下から下がる前楯、その上にゆったりとU字状にかかる天衣、さらに小札状の垂れ飾りと同じ造形であることが見て取れます。

脚の部分も、臍当ての正面装飾、その上にかかる袴裾のたたみ方など細部にわたる共通点を確認できます。このほかにも多くの類似点があり、国重要文化財の勝福寺跡二天王立像と比べて遜色のない造形であることがわかります。

最後に、銘文について説明をいたします。本件毘沙門天立像の内部にファイバースコープを差し入れて調査した結果、銘文が発見されました。こちらは内部の画像です。全文はこのような内容です。

(にんぺい2年 じんしん しがつむいか こうご これを ぞうりゅうす
ふじわらのいえざね ならびに よしみねし)

この銘文によって、本件毘沙門天立像が1152年に造立されたことが判明しました。制作年代が明確になり、本件は平安時代後期の作例として、基準作と呼び得るものになったところです。

また、銘文には仏像の造立の依頼主が記載してあります。「ふじわらのいえざね ならびに よしみねし」とありますが、この「藤原」は「須恵氏」一族の者であると考えられています。

平等寺が須恵氏ゆかりの寺院であること、また須恵一族の通り字である「家」の字が用いられていることから、「ふじわらのいえざね」は「すえのいえざね」で間違いないだろうとの見方がなされています。「ならび」にと記された「良峯氏」ですが、こちらは、当時の中球磨地域を治めていた「平河氏」の本姓であると言われています。地方で勢力を持っていた一族同士の結びつきを明確に示しています。

銘文は、仏像の価値を高めたのみならず、球磨地域全体に領地を持っていた「須恵氏」と、中球磨の有力者であった「平河氏」が婚姻関係を結んでいたことを示す貴重な一次史料でもあります。

須恵氏は郡司として、球磨地域全域に力を及ぼしていたことが分かっています。また、下球磨には人吉氏、中球磨には平河氏、上球磨には久米氏が、それぞれ勢力を確立していたと考えられています。

このようなことから、文化史上重要で優れたものとして、県重要文化財の指定についてお諮りするものです。

次に「宇土半島の御輿来海岸及びその周辺の砂紋」について説明します。

有明海に面した宇土半島北岸において、干潮時に現れる三日月状の砂紋が希少な自然的景観であることから、県指定の名勝としてお諮りするものです。

まず位置ですが、御輿来海岸及びその周辺は、有明海に面した宇土半島北岸です。指定範囲は、宇土市住吉町地先から同市下網田町地先の宇土マリーナ東端までを

結ぶ海岸から砂紋が認められる沖合約600mまでで、指定面積は約396万㎡です。

干潮時には砂が盛り上がった部分と海水がたまった部分が20mほどの間隔で交互に現れ、三日月状の砂紋を呈します。

このスライドの左下に三日月状の砂紋が見られます。

この砂紋は、主に緑川から供給される、最も粒径が小さい極細粒砂が、有明海の遠浅及び内湾の地形的要因や宇土半島の北から打ち寄せる緩やかな波に動かされることで形成されると考えられ、このような砂紋は他の地域でも見られますが、宇土半島の砂紋は形状がより規則的で範囲も広域です。

名称の一部になっている「御輿来」は、景行天皇が熊襲征伐の帰途に乗っていた御輿をとどめた伝説に由来しています。

有明海と宇土半島北岸の自然的特徴に起因する三日月状の砂紋を中心とした自然美に加え、伝説の一端が地域で語り継がれる歴史性を含む優秀な風致景観であり、その自然的・歴史的背景からなる観賞上の価値は高く、県名勝に指定して保護を図るものです。

以上の有形文化財1件及び名勝1件については、それぞれ熊本県を代表する文化財として、指定に値するものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

教育長

ただいまの説明につきまして、御質問等があればよろしく申し上げます。

櫻井委員

名勝に指定されますと、どういう規制が入ってくるのでしょうか。

文化課長

はい。文化課でございます。まず名勝に限らず、指定文化財となりますとその現状を変更するためには、手続きが必要になって基本的には、現状をできるだけ変えないというのが原則でございます。今回この御輿来海岸におきましても、砂紋の変更に関しては、制限がかかります。ただ、ここでは、漁業もやっておられますので、そういった部分に関しましては、通常通り営業ができます。そういった意味では、今までどおり使っていく分に関して制限はございません。例えば、ここで開発行為を行うというような場合には、それは基本的にはできないということになります。

櫻井委員

わかりました。ありがとうございます。この海岸の所にマンション建てても、別に砂紋を壊すような事はないと思うのですが、例えばこの上の方で、菊池川の流れる所に堤防を作ろうとなった場合は、それはできないという話になるのでしょうか。

文化課長

はい。ここを指定しましたので、そういった開発行為にあった場合は、御相談をいただければと思います。ただ、指定範囲ではない所に制限はかけられませんので、そういった意味では強制的にそこを制限することはできません。基本的には、この場所を守っていくために、開発した事業者の方に御協力いただいて、守っていくような形です。いろんな工法等そういったものを検討いただくということをお願いしていく形になると思います。

櫻井委員

ありがとうございます。

吉井委員

この二つを指定されることに関しては、もう何も異議はございません。ここは、いつもきれいで素敵です。このあさぎり町の方は、何で一緒に指定ではなかったのだろうと思います。ほんとに素晴らしいと思います。そこでちょっとお伺いいたしますが、所有者が阿蘇地区の地元の団体ということでしょうか。

文化課長

はい。あの地域の方です。団体でございますね。

吉井委員

例えば、村とかそういった集落とかそういった感じというふうを考えてよろしいですか。

文化課長

村よりもっと狭くはなりますが、そういうふうを考えていただいて大丈夫です。

吉井委員

それは今後ずっと守っていきそうなところなののでしょうか。おそらくどこも高齢化と少子化でこれを守っていくのが精一杯ですという状態になっているのではないかなと思うのですが。

文化課長

委員のおっしゃるとおりです。地域の中にある、こういったお堂の中での仏像とかは、今まで地域の方々が守ってこられました。やはり人が少なくなり、高齢化しているという中において、今後ですね、これをどう守っていくかというのは、非常に大きな課題でございます。これは熊本県だけではなくて、全国でも同じような課題でございます。これに対してどうにかしていかないといけないというのもあります。その一つの例でございますが、和歌山県辺りでは仏像に関して、レプリカを作って、オリジナルを他の所に保管して、年に1、2回の時には本物を出してというような形をとっております。そうすると、防犯の問題に関しての負担の軽減になるというものがございます。ただ、他のいろんな課題は、方法も含めて今後県も市町村と一緒に考えていかないといけないと思っております。

吉井委員

球磨地域では、結構盗難とか続いていますよね。せっかくこんなもう見てびっくりするような素敵なものがございますので、できるだけ地元で守っていけるような手伝いというか、応援みたいなものがあるといいかなと思います。どうもありがとうございました。

田浦委員

すいません。さきほど一緒に指定というお話が出ていましたけど、御輿来海岸の近くに、長部田海床路とかというところもあり、よくインスタグラムかなんかで取り上げられていますけど、そういった場所とかと一緒にはなったりしないですか。

文化課学芸員

後ろから失礼します。今の委員の発言に対して、回答をさせていただきます。長部田海床路についてですが、今回は指定範囲が含まれておりません。今回の指定範囲については、あくまでも価値は砂紋にあるといったところで整理をしております。そちらの方で文化財保護審議会の方々にも了承いただいておりますので、範囲には入っておりません。

教育長

よろしいでしょうか。

田浦委員

はい。

教育長

それではこの件につきましては、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○報告(1) 「令和元年11月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁の報告について」

教育政策課長

教育政策課でございます。報告(1)として、「11月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について」御説明させていただきます。教育委員会における議論の参考としていただくため、報告するものです。

報告(1)を御覧ください。

11月に開かれました県議会では、一覧表記載の質問項目について、別添概要のとおり質問があり、答弁いたしました。県教育委員会事務局としても、引き続き、県民の声に耳を傾け、教育行政の充実強化に取り組んで参ります。

簡単ではございますが、報告(1)は以上です。

教育長

この件につきまして、御質問等はございますか。

教育長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○報告(2) 「熊本県産業教育審議会最終答申報告について」

高校教育課長

報告2の「熊本県産業教育審議会最終答申」について、御報告いたします。資料につきましては、資料1「最終答申について」、資料2「最終答申」を準備しております。資料1を中心に御報告いたします。

それでは、3ページの資料1をご覧ください。本審議会は、「産業教育振興法」第12条の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じ、本県の産業教育の振興を図るため調査審議し、建議するものであります。

「1 諮問事項」を御覧ください。本審議会は、平成29年6月30日に県教育委員会から、近年の地方創生に向けた動き、産業構造の変化、熊本地震からの復興、そして新学習指導要領に向けた動きを踏まえ、「地方創生に向けた今後の専門高校における産業教育の在り方について」諮問を受け、(1)～(4)にある4つの視点から、「2 審議会開催状況等」にありますように、3年間にわたって審議いただきました。

なお、「3 審議会委員」にありますように、本審議会は、熊本大学工学部長の宇佐川教授を会長とし、産業経済界、教育界、勤労界における学識経験者、関係行政機関の職員その他15人の委員で構成されております。

今年度は、第一次答申、第二次答申後の具体的な取組を評価・検証し、地方創生に向けた今後の専門高校における産業教育の在り方について審議を深めていただき、今月17日に、宇佐川会長から教育長に最終答申をいただきました。

続きまして、4ページの「最終答申概要」を御覧ください。概要図の上段のベン

図にありますように、審議においては、県内事業所に「専門高校生に求める資質・能力に関するアンケート調査」を実施し、この結果をもとに、専門高校に対する本県産業界のニーズを把握した上で、議論が重ねられました。

次に、概要図の下段にありますように、審議の中では、課題解決に向けた重点項目を整理し、課題解決に向けた推進方策を、平成29年度に第一次答申、平成30年度に第二次答申で示されています。

すでに、高校教育課では、この第一次答申、第二次答申を受けて、推進方策を具現化する取組みを始めており、専門高校では、地域社会や産業界と連携・協働したインターンシップの実施や地域課題解決のための学習活動が、これまで以上に充実してきています。また、県教育委員会が県内7つの経済団体と「熊本県地域人材育成連携協力協定」を締結したことで、県内産業界と学校・教育委員会、関係部局等の三者が一体となった取組みへの機運が高まり、本県産業界を支える人材の育成に向けて連携が深まってきております。

今後も、最終答申で再整理された推進方策を踏まえ、重点項目を具現化するための取組みを進めながら、専門高校における産業教育の充実を図って参ります。

以上で報告を終わります。

教育長

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますか。

吉井委員

どうもありがとうございました。ちょっと見当外れな質問をするかもしれませんが、お許してください。資料の2の7ページに県内事業所に採用された新規高卒者は3年以内に離職する割合が高いと書いてあります。なぜ熊本県に採用された高校生、新規高卒の方々は他県よりも高いのか理由は考えられたことがありますか。というのが1点。

それから9ページになりますが、真ん中に令和元年のインターンシップを体験した事業所12社から求人があつて、今度7社に新規採用されたという話が載っております。12社がインターンシップを受け入れたということで、そしてその12社が求人をして、でも7社にしか生徒が行かなかったということが少し繰り返されると事業所の方は「もういいや」とお思いにならないかと思ってしまうました。これが1点。

そしてもう1つなのですが、とても分かりやすい表があつて、これは4ページにも載っていますが、現状と課題の問題点があつて、「専門性が豊かである」、「社会性もまあまあである」、「創造性がない」というグラフみたいなのが出来ているのですけれども、これ普通に読んで、「主体的行動力」とか「課題解決能力」とか、「計画力・段取り」を18歳の子どもに求めるのは無理ではないかと親としては思ってしまった。段取りは、おそらく経験から出てくるものであつて、おそらく無理ではないかと思いました。でも「主体的行動力」もまだこれから学ぶといえますか、社会に出てから学ぶものであつて、高校生には少し難しいかなと思ったものですから、大学生であっても、この3つを完璧にこなせるといふ生徒はいないのではないかと思ったりしました。

それと10ページになるのですが、専門高校と地域社会及び産業界との連携の必要性というところで、専門高校の生徒は、ホームページや新聞等のメディアで情報収集しているということを読みながら思ったのが、私の地元に芦北高校がございまして。ここは公務員合格率が日本一の凄いなのですけれども、確かによく新聞とかには「こういう賞を取りました。」とか出てはいるのですが、それが何

故か入学者の確保に繋がっていないと思います。情報を発信する方法がどこか少し違っているのではないかなという気がしました。分かる範囲で構いませんので、お答えいただければと思います。

高校教育課

高校教育課でございます。まず離職率でございますが、3年間の累積で大体4割ぐらいとか、離職をする。その理由を聞きますと、「やっていて、仕事に合っていないな。」と感じて、辞めたとあります。もちろん理由が無いということもあり得ます。高校教育でも、キャリア教育の視点からどのようにして自分に合った就職を出来るかということをお達も考えていけないと思っているところでございます。

2点目の募集求人ですが、県内の就職率が大体6割ぐらいでございます。実際の求人数が、大体7万件ありますが、県内からの求人が1割しかございませんので、どうしても生徒達はインターンシップに行っても、他の求人票を見たら、給料面、福利厚生面で良いほうに行く傾向もでございます。学校としても仕事コーディネーターを各学校に配置しておりますので、県内の求人、会社の情報を積極的に生徒に情報提供して、少しでも県内に留まってくれるよう促しているところでございます。

3点目の段取り力ですが、この図の中の三角が付いたところが課題でございますが、これにつきましては高校の3年間の中で、どのような力を付けさせていくかというのがお達も考えているところでございます。企業からの案件として、「ここをもう少し学校の方で頑張ってくださいね。」という要望と受け止めているところでございます。主体的に動く力というのは、今度の新学習指導要領でも、少し力を入れているところでもございますし、また課題研究を、専門高校でやりますが、そこで課題を発見して自分から解決している能力を今後も力を付けさせていって、この少しでもこの図の中にある三角マークを少しでも丸印に変えていきたいと思っているところでございます。

4点目ですが、どのように情報発信をしていくかという点ですが、芦北高校は公務員の合格率が非常に高いと有名でございます。各学校の方も、中学生向けに学校説明会をして、自分の学校でやっている事を宣伝しておりますし、ホームページの方でも公開をして、中学生に学校に来てくれるっていうような情報を発信しております。特に定員割れがある学校は、広報活動に力を入れていただくよう少し補助事業をやっておりますので、さらに進めていって少しでも地元の高校に入ってくれるような努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

吉井委員

ありがとうございました。

教育長

他に御質問等はございませんか。

櫻井委員

今の説明なのですが、3割の離職率は、高校生とか熊本県だけではありません。大学生もみんなそうです。例えば三菱銀行に入った生徒でも、大体3年で3割は辞めます。これは、熊本県とかの産業がというわけではないことを理解していただければと思います。これは世界的な話かもしれません。この前マレーシアに行きましたら、マレーシアの大学生は働かないのですよ。マレーシアの大学生が働き始めるのは28歳から29歳。その間に何をしているかといったら、自分

に合う職業探している。だからこれはですね、世界的なものかなという気がします。

次に2番目のインターンシップですが、このインターンシップは、始まった頃はうちの会社もやったのですが、就職活動をしちゃいけないと。固く言われました。そういう活動をしてはいけない。だから今がどうなっているか分かりませんが、最初からやっている企業の人達はインターンシップに来た子ども達に対して「うちの会社は良いよ」とは言えないのです。それをやったら怒られるという。始まりはそうでしたっていう話です。

後の創造性なのですが、是非ですね産業教育振興会の発表を見てください。産業教育の会長がやってらっしゃる発表会を見たら、子ども達の創造性にひっくり返る程ビックリすると思います。やっぱりこれ何かちょっとおかしいなと思って見た方が良くと思います。

吉井委員

昨日、水俣高校のSGH発表会を見に行きました。結構面白くてとても良かったです。

吉田委員

成長する子どもたちに対する教育ですから、「主体性」「課題解決能力」「計画力」と言っても、それぞれの発達段階に応じるものであることが基本になります。これは余談ですが、はるか昔から学校では「自ら学ぶ」「生きる力を育む」といった目標がスローガンのように飛び交っていました。そこで私は「そう言う先生方が自ら学ぶ力や生きる力を持たないといけませんね」と皮肉を言ったりもしました。ともあれ、発達段階に応じた適切な働きかけが必要だと思えます。

高校教育課長

高校教育課でございます。今の委員がおっしゃられているとおりでございまして、やはり今学習指導要領の主体的に自分たちがどう行動していくかというのは、これは専門高校に限らず文化系の高校生に求められているものだろうと思えます。学習指導要領で総合的な学習の時間が「総合的な探求の時間」という名に変わりますので、そこで生徒達の課題発見能力、答えのない回答をどう導き出して行動していくのかというのを今度の新課程でやっていきますので、それが、三角マークが付いている創造性のところを育成することになってくるのではないかと考えております。

教育長

さきほど櫻井委員から御指摘があったインターンシップの現状は今どうですか。

高校教育課長

インターンシップに来た子ども達に「うちに来てほしい。」という就職活動はできないという質問ですが、求人票は、各学校に出してございますので、そういう制限は無かったと思われまます。無くなっていると思えます。

櫻井委員

なるほど。そうしたらもう少しインターンシップ取ればいいんでしょうけどね。でも最初の頃にその縛りがあったので、していなかったのですよ。

田浦委員

職場に出た時っていうのは、その子どもの1番の伸びしろを成長させてもらえると自分の経験から思っているのですよね。社会の厳しさとか、荒波にもまれてこそ1人前になれるっていう思いがあって、できれば人を育てる視点で会社側の方にも見ていただけたらなと思っています。

それから地元・若者の地元定着についてですけど、地元就職することの1番の利点は何かなということ保護者の視点で考えてみると、子どもの精神的なケアをできることなのではないかなと思っています。劇的に環境が変わって、学生ではないということと、社会人として扱われるということから精神的なストレスは大きなものがあると思います。そのケアを家庭に帰ることで、安心感を得られるのではないかなと思いますので、そこを強調していただけることが1つのメリットかなと考えます。以上です。

高校教育課長

高校教育課でございます。1つは保護者の理解。県内の企業の促進ということで、各学校で、バスツアーを組みまして県内の企業を見学してもらうというのに一部補助を出しております。知事部局については、管轄が違いますので詳細答えることはできませんけども、企業が職員の寮を作るのに補助を出すというような事業もあります。議会でも地域対策特別委員会で、地元定着、地元いかに人を残すかということ今年度から議論が始まりまして、教育委員会でも話題になっております、地元定着率がどのように就職を上げるかと議論がされているところです。

教育長

ありがとうございました。他はよろしいでしょうか。

教育長

産業教育審議会の方から3年かけて、素晴らしい答申を頂いておりますので、しっかりと答申に沿って、取り組みが進むようによろしく願います。

○報告(3) 「熊本の学び推進プラン」について

義務教育課長

義務教育課から「熊本の学び推進プラン」について御報告いたします。前回、1月の定例会で御説明いたしました「熊本の学び推進プラン」が完成しましたので、委員の皆様へ御提出させていただきます。

本プランは、今春4月、小学校から全面実施となる新しい学習指導要領の改訂を機に、これまで本県が取り組んできた学力向上に向けた取組を整理するとともに、新学習指導要領の趣旨・内容を踏まえ、今後目指すべき小中学校における取組の方向性を示したものとしており、これから各学校が考える次年度の学校経営に生かせるよう今月末に学校に届くよう配付したいと考えております。

本日、御提出いたしました冊子が、推進プランになります。各学校に2冊ずつ、配付いたします。また、この冊子以外にも、概要をまとめたリーフレットを教職員一人一人に配付します。さらに、保護者への啓発資料として、A4判1枚のチラシも作成しております。このリーフレットとチラシに関しては、完成が来週の金曜日になりますので、完成次第、委員の皆様へは、郵送にてお届けさせていただきます。

また、前回、吉田委員から御指摘がありましたように、今後、本プランを「つくって終わり」とするのではなく、全県下で推進していきたいと考えております。そのためにも、県教委のホームページに掲載するとともに、各教育事務所の所長・指導課長・指導主事の研修会はもちろん、校長会や教務主任・研究主任会などでも積極的に活用し、周知を図ってきたいと考えております。併せて、11月には推進フォーラムを県北・県南の2会場で行い、好事例等の発信を行ってまいります。さらにPTA連合会にも働きかけ、保護者等への啓発も行ってまいります。

今後は、熊本の未来の創り手となる子供たちの学力向上に向けて、県全体で同じ

方針を共有しながら取り組んでいくためにも、このプランを取組みの柱として、市町村教育委員会と連携を図りながら、着実に実施して参ります。

以上で、義務教育課からの報告を終わります。

教育長

ただ今の説明につきまして、御質問等はございますか。

教育長

よろしいでしょうか。

教育長

この件につきましては、プランに沿ってしっかりと取り組んでいただきますよう
よろしくお願ひします。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和2年（2020年）3月11日（水）
教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、調整中。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午前11時45分